

ついて家庭裁判所に請求した場合、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により養子縁組里親として委託されている場合又は第一条に該当する場合（以下「特別養子縁組の請求等の場合」という。）にあつては育児休業申出に係る子の氏名及び生年月日並びにその事実）四 育児休業申出に係る法第五条第六項の育児休業開始予定日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び同項の育児休業終了予定期（以下「育児休業終了予定期」とする日）

四の二 育児休業申出に係る子について、既にした育児休業申出がある場合にあつては、当該育児休業期間

四の三 育児休業申出に係る子について、既にした法第八条第一項の育児休業申出の撤回がある場合にあつては、その旨

五 育児休業申出をする船員が当該育児休業申出に係る子でない子であつて一歳に満たないものを有する場合にあつては、当該子の氏名、生年月日及び当該船員との続柄（特別養子縁組の請求等の場合にあつては、当該子の氏名及び生年月日並びにその事実）

六 育児休業申出に係る子が養子である場合にあつては、当該養子縁組の効力が生じた日

七 第四条各号（第四条の二において準用する場合を含む。）に掲げる事情がある場合にあつては、当該事情に係る事実

八 配偶者が育児休業申出に係る子の一歳到達日又は一歳六ヶ月到達日において育児休業をしている船員が法第五条第三項又は第四項の申出をする場合にあつては、その事実

九 法第五条第三項の申出をする場合にあつては、第四条の三各号のいづれかに該当する事実（法第五条第四項の申出をする場合にあつては、第四条の四の規定により読み替えて準用する第四条の三各号のいづれかに該当する事実）十 第九条各号に掲げる事由が生じた場合にあつては、当該事由に係る事実

十一 第十七条各号に掲げる事情がある場合にあつては、当該事情に係る事実

十二 法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合にあつては、当該申出に係る育児休業をす

開始予定期とされた日が当該船員の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日以後である事実

れかの方法（第二号及び第三号に掲げる方法にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によつて行わなければならない。

一 書面を提出する方法

二 ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法

三 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）（以下「電子メール等」という。）

四 を送信する方法（船員及び事業主が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

五 次の各号に掲げる方法により行われた育児休業申出及び通知は、それぞれ当該各号に定めた装置又は機器により受信した時に事業主に到達したものとみなす。

一 前項第二号の方法 事業主の使用に係るフ

二 前項第三号の方法 事業主の使用に係る通信端末機器

三 前項第二号の方法 事業主の使用に係るフ

四 アクシミリ装置

二 前項第三号の方法 事業主の使用に係る通信端末機器

三 前項第二号の方法 事業主の使用に係るフ

四 アクシミリ装置

二 前項第三号の方法 事業主の使用に係る通信端末機器

三 前項第二号の方法 事業主の使用に係るフ

四 アクシミリ装置

二 前項第三号の方法 事業主の使用に係るフ

より受信した時に船員に到達したものとみなす。

一 前項第二号の方法 船員の使用に係るファクシミリ装置

二 前項第三号の方法 船員の使用に係る通信端末機器

三 該事業主は、育児休業申出があつたときは、当該育児休業申出をした船員に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は第一項第三号、第五号若しくは第七号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができた。ただし、法第五条第七項に規定する場合は、この限りでない。

四 育児休業申出に係る子が当該育児休業申出された後に出生したときは、当該育児休業申出をした船員は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該船員との続柄を事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該船員に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

五 前項の通知は、次のいづれかの方法（第二号及び第三号に掲げる方法にあつては、船員が希望する場合に限る。）により行わなければならぬ。

一 出産予定期前に子が出生したこと。

二 育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡

三 前号に規定する配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。

一 書面を交付する方法

二 ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法

三 電子メール等を送信する方法（当該船員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

四 第二号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。

五 法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になつたとき。

六 法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行つてゐるが、当面その実施が行われないとき。

一 法第六十条第二項の規定により読み替えられて適用される法第六条第三項の国土交通省令で定める日は、育児休業申出があつた日の翌日から起算して一週間を経過する日とする。

二 育児休業開始予定期の申出（以下この条及び第十三条において「育児休業開始予定期」といふ。）

三 事業主は、育児休業開始予定期に申し出ることによって行わなければならない。

四 開始予定期変更申出の年月日

一 開始予定期変更申出をする船員の氏名

二 開始予定期変更申出をする船員の氏名

三 変更後の育児休業開始予定期

四 変更の申出をすることとなつた事由に係る事実

一 第五条第二項から第六項まで（第四項第三号を除く。）の規定は、開始予定期変更申出について準用する。この場合において、同条第四項

第二号中「育児休業開始予定期（法第六条第三項の規定」とあるのは「変更後の育児休業開始予定期（法第七条第二項の規定」と、「育児休業終了予定期（法第七条第三項の規定により育児休業終了予定期が変更された場合にあつては、その変更予定期が変更された場合にあつては、その変更予定期」と読み替えるものとする。

二 事業主は、第一項の開始予定期変更申出があつたときは、当該開始予定期変更申出をした船員に対して、同項第四号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めるものとする。

三 事業主は、第一項の開始予定期変更申出があつたときは、当該開始予定期変更申出をした船員に対して、同項第四号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めるものとする。

（法第七条第二項の国土交通省令で定める期間）

四 第二号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。

五 法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾

病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になつたとき。

第五条第二項から第六項まで（第四項第二号）
定による同条第四項の同意の撤回は、その旨、
その年月日及び次条各号に掲げる事情に係る事
実を事業主に申し出ることによつて行わなければ
ならない。

を除く。) の規定は、前項の撤回について準用する。

事業主は、第一項の撤回があつたときは、当該撤回を二回員に付して、次条各号に掲げる

（法第九条の五第五項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合）

出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者等に適用する。本件は、この規定によるものである。

二 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になつた

三 婚姻の解消その他の事情により第一号に規定する場合に付する三種の手続をきり出二三のとき。

四 出生時育児休業申出に係る子定する配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなつたとき。

四 出生時育児休業申出に係る子が負傷発病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、二週間以上の

期間にわたり世話を必要とする状態になつたとき。

(法第九条の五第六項第一号の国土交通省令で定める事由)

第十九条の十八 第十九条の十二の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用され

る法第九条の五第六項第一号の国土交通省令で定める事由について準用する。

第二十一条 法第六十条第二項の規定により読み替
合の特例に関する読み替え

第二一条 法第六条第一項第二項の規定によつて読み替へて適用される法第九条の六第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

中 読字句 法の読み替え読み替える字句
規定られる

第四条の三各号	第四条の三各号（これららの規定を第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第4項	第五条第4項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第3項及び第4項	第五条第3項及び第4項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第2項	第五条第2項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第1項	第五条第1項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

項三 第一条一十第一	項二 第一条一十第一	項一 第一条一十第一	項十 第一条一十第一	第九条
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項
第七条第二項	第七条第三項	第六条第三項	第五条第二項	第六条第三項
二項	三項	四項	五項	六項
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項
り読み替えて適用する場合を含む。)	の規定により読み替えて適用する場 合を含む。)	の規定により読み替えて適用する場 合を含む。)	第二十条第二項の規定により読み替 えて適用される第五条第四項第二号	第二十条第二項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。)

ときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第二号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一 この項の規定による単位で子の看護休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二 子の看護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三 子の看護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（子の看護休暇の申出の方法等）

第二十八条の五 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十条の二第一項の申出（以下この条において「看護休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主にに対して明らかにすることによって行わなければならぬ。

一 看護休暇申出をする船員の氏名

二 看護休暇申出に係る子の氏名及び生年月日

三 子の看護休暇を取得する年月日（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十条の二第二項の規定により、子の看護休暇を一日未満の単位で取得する場合については、当該子の看護休暇の開始及び終了の年月日時）

四 看護休暇申出に係る子が負傷し、若しくは疾病にかかるている事実又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせる旨

該看護休暇申出をした船員に対し、前項第四号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

第二十八条の六 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十条の五第一項の国土交通省令で定める世話は、次に掲げるものとする。

一 要介護状態にある対象家族（以下この条に書いて「対象家族」という。）の介護

二 対象家族の通院等の添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族が必要とする世話

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定められた者）

第二十八条の八 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十条の五第二項の国土交通省令で定める者は、一日の所定労働時間が四時間以下の船員とする。（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十九条の八 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十条の五第二項の国土交通省令で定める単位は、半日（一日の所定労働時間数（日）によって所定労働時間数が異なる場合には一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間ににおける一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であつて、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業主は、その使用者の船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者の書面による協定で、次に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一 この項の規定による時間数で介護休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二 介護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三 労働時間数を下回らないものとする。）

（介護休暇の申出の方法等）

第二十九条の九 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十条の三号の国土交通省令で定める者は、所定労働時間の全部が深夜にある者とする。

第二十九条の三 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第一項第三号の国土交通省令で定める者（法第十九条第一項第三号の国土交通省令で定める者）において就業していない者（深夜における就業日数が一日について三日以下の者を含む。）であること。

一 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を保育することが困難な状態にある者でないこと。

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を保育することが困難な状態にある者でないこと。

三 六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しない者でないこと。

（法第十九条第一項第三号の国土交通省令で定める者）

第二十九条の四 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第一項の規定による請求の方法等

（法第十九条第一項の規定による請求の方法等）

一 請求の年月日

二 請求をする船員の氏名

三 請求に係る子の氏名、生年月日及び前号の船員との続柄（請求に係る子が当該請求の際に出生していない場合にあっては、当該請求に係る子を出産する予定である者の氏名、出生予定日及び前号の船員との続柄、特別養子縁組の請求等の場合にあっては、請求に係る者の氏名及び生年月日並びにその事実）

四 請求に係る制限期間（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第二項の制限期間をいう。以下同じ。）の初日及び末日とする日

四 介護休暇申出に係る対象家族が要介護状態にある事実

2 事業主は、介護休暇申出があったときは、当該介護休暇申出をした船員に対し、前項第二号及び第四号に掲げる事実を証明することができる。）において就業していない者（深夜における就業日数が一日について三日以下の者を含む。）であること。

一 法第十九条第一項の深夜（以下「深夜」という。）において就業していない者（深夜における就業日数が一日について三日以下の者を含む。）であること。

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を保育することが困難な状態にある者でないこと。

三 六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しない者でないこと。

（法第十九条第一項第三号の国土交通省令で定める者）

2 第二十九条の二 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第一項第二号の提出を求めることがある。）において就業していない者（深夜における就業日数が一日について三日以下の者を含む。）であること。

一 法第十九条第一項の深夜（以下「深夜」という。）において就業していない者（深夜における就業日数が一日について三日以下の者を含む。）であること。

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を保育することが困難な状態にある者でないこと。

三 六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しない者でないこと。

（法第十九条第一項第三号の国土交通省令で定める者）

3 事業主は、第一項の請求があつたときは、当該請求をした船員に対して、当該請求に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同項第三号若しくは第六号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

4 請求に係る子が当該請求がされた後に出生したときは、当該請求をした船員は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該船員との続柄を事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該船員に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

2 第二十九条の五 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 請求に係る子の死亡

二 請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消し

三 請求に係る子が養子となつたことその他の事情により当該請求をした船員と当該子とが同居しないこととなつたこと。

四 民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条规定による措置が解除されたこと。

五 請求をした船員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態になつたこと。

2 第二十九条の六 前条の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第四項第一号の国土交通省令で定める事由について準用する。

交通省令で定めるものは、次に掲げるいずれか

の割合とする。

二 その雇用する男性労働者であつて法第二十二条の二の規定により公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この条において「公表前事業年度」という。）において配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であつて公表前事業年度において育児休業等（育児休業及び法第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業をいう。次号において同じ。）をしたもの

の数の割合

二 その雇用する男性労働者であつて公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であつて公表前事業年度において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び子の看護休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

（法第二十三条第一項本文の国土交通省令で定める者）

第三十一条の五 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項本文の国土交通省令で定める者は、一日の所定労働時間が六時間以下の船員とする。
第三十二条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項の育児休業の所定労働時間の短縮等の措置

組ませることのできる制度その他これに準ずること。

二 船員の三歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこと。

法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項の介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、二回以上の利用をことができる事ができる措置とし、次の各号に掲げることができる措置とし、次に各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならぬ。ただし、第三号に掲げる方法により介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずる場合には、二回以上の利用ができることを要しない。

一 船員（日々雇用される者以外の者であつて、その要介護状態にある対象家族を介護するもの。以下この項において同じ。）の申出に基づき適用する短期間の航海を行う船舶に乗り組ませることのできる制度

その他これに準ずる制度を設けること。

三 船員が当該船員に代わって対象家族を介護するサービスを就業中に利用するために負担すべき費用を助成する制度その他これに準ずる制度を設けること。

（法第二十五条第一項の国土交通省令で定める制度又は措置）

第三十二条の二 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第一項の国土交通省令で定める育児休業・介護休業その他子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

一 育児休業

二 介護休業

三 子の看護休暇

四 介護休暇

五 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による深夜業の制限の制度

六 育児のための所定労働時間の短縮措置

七 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置

(職業家庭両立推進者の選任) 第三十三条 事業主は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条の業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を職業家庭両立推進者として選任するものとする。

(准用) 第三十四条 船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和六十一年運輸省令第一号)第五条から第十三条までの規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五十二条の五第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同令第五条第一項中「第七条及び第十四条」とあるのは「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(以下「船員育児・介護休業法施行規則」という。)第三十四条において準用する第七条」と、「法第三十一条第三項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第六十条第三項において準用する法第三十一条第三項」と、同項及び同令第七条中「法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の五第一項」と、同項及び同令第六条(見出しを含む。)中「機会均等調停会議」とあるのは「両立支援調停会議」と、同令第九条第一項中「法第三十一条第五項の規定により読み替えて準用する法第二十条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第六十条第三項において準用する法第二十条第一項」と、同令第十一条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第十二条中「第六条第一項及び第二項」とあるのは「船員育児・介護休業法施行規則第三十四条において準用する法第二十二条」とあるのは「育児・介護休業法第六十条第三項において準用する法第二十二条」と、同令第十二条中「事業場」とあるのは「船員育児・介護休業法施行規則第三十四条において準用する法第二十二条」と、同令第十二条第一項中「法第三十一条第三項の規定により読み替えて準用する法第六十条第一項及び第二項」と、同令第十二条第一項中「第六条第一項及び第二項」とあるのは「船員育児・介護休業法施行規則第三十四条において準用する法第二十二条」と、同令第十二条第一項中「法第三十一条第三項の規定により読み替えて準用する法第六十条第一項及び第二項」とあるのは「育児・介護休業法第六十条第三項において準用する法第二十二条」と読み替えるものとする。

第三十五条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五十六条に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを受け、船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行うものとする。

附 則

**（平成七年九月二八日運輸省令第
五三号）**

この省令は、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成七年十月一日）から施行する。

附 則 **（平成七年九月二九日運輸省令第
五四号）**

この省令は、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に定める規定の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

附 則 **（平成一一年三月二三日運輸省令
第一〇号）**

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 **（平成一二年一月二九日運輸省
令第三九号）** **抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 **（平成一三年一月一六日国土交
通省令第一四〇号）**

この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第八百八十八号）の施行の日（平成十三年十一月十六日）から施行する。

附 則 **（平成一四年三月二七日国土交通
省令第二八八号）**

この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に定める規定の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則 **（平成一四年六月二八日国土交通
省令第七九号）** **抄**

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二九日国土交通省令第二号)

この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日国土交通省令第三号)

この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二二年六月二九日国土交通省令第三八号)

この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年六月三十日）から施行する。（常時百人以下の労働者を雇用する事業主等に関する暫定措置）

第二条 この省令の施行の際常時百人以下の労働者を雇用する事業主及び当該事業主に雇用される労働者については、平成二十四年六月三十日までの間、この省令による改正後の船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第二十八条の四、第二十九条、第三十一条の二及び第三十二条の規定は、適用しない。この場合において、この省令による改正前の船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十二条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成二八年一二月一六日国土交通省令第八一号)

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二二日国土交通省令第一〇号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年九月一五日国土交通省令第五二号)

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則 (令和二年五月二十五日国土交通省令第五〇号)抄

1 この省令は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

附 則 (令和四年三月二十五日国土交通省令第一五号)

この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則 (令和四年八月二三日国土交通省令第六四号)

この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。ただし、第三十一条の三から第三十一条の五までの改正規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。